

一般社団法人日本脊椎インストゥルメンテーション学会 学術集会規則

(総則)

第1条 この規則は、当法人が開催する学術集会の運営等に関する事項について定める。

(名称)

第2条 当法人は、定款第3条第1号の定めに従い、原則として毎年1回、学術集会を開催する。

- 2 学術集会は、「日本脊椎インストゥルメンテーション学会 学術集会」と称する。

(機関)

第3条 学術集会には、会長、次期会長及び次々期会長（以下をまとめて「会長並びに会長予定者」という。）を置く。

- 2 会長は、この規則に定めるところに従って学術集会の開催及び運営に関する事項を決定するほか、開催された学術集会を主宰する。
- 3 会長は、自らが主宰する学術集会を成功に導き、当法人が学術集会の開催を通じて脊椎インストゥルメンテーション手術（以下「本手術」という。）ならびにこれに関連する脊椎疾患の成因、病態、治療及び予防についての研究を促し、研究者の交流をはかるとともに、研究成果と知識の公表及び普及をとおして本手術の安全かつ持続的発展に資することができるように努めなければならない。
- 4 会長の任期は、自らが主宰する前年の学術集会が終了した時から、自らが主宰する学術集会が終了した時までとする。
- 5 会長の任期が満了したときは、次期会長が当然に会長に就任する。
- 6 次期会長が会長に就任したときは、次々期会長が当然に次期会長に就任する。

(会長等代行者の選任等)

第4条 会長並びに会長予定者に事故があったときは、理事長は、理事会の承認を得たうえで、会長並びに会長予定者を代行する者（以下「会長等代行者」という。）を選任するか、評議員会を招集して新たに会長並びに会長予定者を選任するかを決定するものとする。

- 2 前項に定める決定を行ったときは、理事長は、その内容をその後最初に開催される評議員会に報告しなければならない。
- 3 会長等代行者は、会長並びに会長予定者に代わって、この規則に定める会長並びに会長予定者の権限を行使する。

(学術集会の開催)

第5条 会長並びに会長予定者は、自らが主宰する学術集会について、理事会で学術集会の日時及び開催候補地等を報告しなければならない。

2 次に掲げる場合を除いて、会員でない者には学術集会における発表の機会を与えないものとする。

(1) 会長が脊椎脊髄疾患に関する研究の発展に寄与するものと認めて特別に許可した場合

(2) 会員と共同で発表する場合

(会長の選出)

第6条 3年後の会長は、理事会において次々期会長候補者として審議し、決定する。

2 会長予定者が欠けたときは、理事会の承認を得たうえで、前項と同様とする。

3 理事会で決定した次々期会長候補を評議員会で承認し、総会において報告する。

(会長並びに会長予定者の資格)

第7条 当法人の評議員であり、かつ、選任される日の属する年の9月1日の時点で63歳未満である者は、3年後の会長に選任されることができる。

2 会長が任期中に66歳を超えても、当該任期の末日までは、当該会長はその地位にとどまることができる。

(立候補及びその撤回)

第8条 会長並びに会長予定者の候補者となろうとする評議員は、期日までに事務局宛にその旨を申請しなければならない。

2 前項の申請にあたっては、申請者は、理事のうち1名以上の者の推薦状を添えて、立候補届その他所定の書類を提出しなければならない。なお、監事は推薦人にはなれない。

3 第1項に基づいて申請した者がそれを撤回するときは、定時評議員会の2か月前（ただし、それが困難な事情があるときは定時評議員会の1週間前）までに、申請者本人の自署による撤回届を理事長に提出するものとする。

(令和3年11月8日理事会承認)